

29契検第4号
平成29年7月6日

建設工事の請負者様

安城市長 神谷 学

現場代理人の常駐義務の緩和について（通知）

日ごろは、本市の入札契約事務及び工事現場施工管理にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、技術者の効率的な配置を図るため、建設業法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第192号）により、現場ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金の額等が引き上げられました。安城市工事請負契約約款第10条に定められた現場代理人の常駐の規定を緩和する運用につきましては、下記のとおりとしますので、適切に措置いただくようお願いします。

なお、本通知に伴い平成23年3月17日付け22契検第30号「現場代理人の常駐義務の緩和について（通知）」については廃止します。

記

1 現場代理人を兼務できる工事（※1）

- (1) 兼務する工事が安城市の発注であること。
- (2) 兼務する各々の工事の請負金額（税込み）が3,500万円（建築一式工事の場合は、7,000万円）未満であること。
- (3) 請負者が市内又は準市内業者であること。（※2）

※1 合算による諸経費の調整を行っているものについては、同一現場とみなされるため、本通知の適用を受けずとも同一の現場代理人とすることができる。

※2 市内とは、安城市内に本店を有することをいう。準市内とは、安城市内に支店を有することをいう。

2 兼務させる場合の報告

- (1) 請負者は、現場代理人を兼務させる場合には、契約締結後5日以内に、

新たに契約する工事の発注担当課に「現場代理人兼務届」提出すること。

3 留意事項

(1) 兼務する工事の常駐義務

現場代理人は、やむを得ない場合を除き、作業が行われている工事現場を同時に不在とすることはできない。(兼務する現場内のいずれかに常駐すること。)

(2) 連絡員の設置

兼任配置としたときは、現場に常駐する者の中から連絡員を定めるとし、連絡員は、不在の現場代理人に代わり現場の運営、取締りを行う他、不測の事態が発生したときは、速やかに現場代理人に連絡し、指示を受けるものとする。連絡員の資格は問わない。(工事の主たる部分を下請負する業者の職長等を可とする。)

(3) 連絡体制

現場代理人は、現場作業が行われているときは、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保し、本市及び連絡員との連絡に支障をきたさないこと。

(4) 安全管理

兼任配置としたことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、現場における安全管理に、より一層配慮すること。

(5) 設計変更の場合

兼任配置とした工事が、その後の設計変更(増額変更)により条件を満たさなくなった場合においても、引き続き本通知の適用を受けるものとする。(主任技術者の取り扱いについては、建設業法を遵守し、変更等の必要な措置を行う。)

(6) 兼務することができる工事の数

兼務することができる現場の数は、制限しない。ただし、工事を受託(入札に参加)する際には、同時に管理可能な地域性等に配慮し、現場の立地、工事の特殊性等から他の現場との兼務が相当に困難と考えられる場合は、施工管理体制について協議の上、現場代理人を決定するものとする。

(7) 営業所の専任技術者の兼務

営業所の専任技術者(建設業法第7条第2項による、建設業の許可の要件として、営業所ごとに置かなければならない専任の技術者)と「現場代理人を兼務できる工事」の現場代理人の兼務は、経営上、営業所の専任技術者以外の者を現場代理人に配置することが困難であると市が認めた場合のみ可とする。

(8) 主任技術者の兼務

安城市発注の専任義務のない工事の主任技術者と、他の「現場代理人を兼務できる工事」の現場代理人の兼務は可とする。

(9) 契約の解除

兼任配置とした工事において、次に掲げる場合、市は、兼任配置の解除を命じることができる。この場合、請負者は別の現場代理人を速やかに設置することとし、設置できない場合は、契約を解除するものとする。

ア 作業事故、苦情等が発生し、原因が施工管理体制の不備と市が判断したとき。

イ 連絡員が定められていなかったとき(連絡員が作業員等に周知されていなかったときを含む。)

ウ やむを得ない場合を除き、作業が行われている現場のいずれにも常駐していなかったとき。

4 適用時期

平成29年7月11日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。なお、適用日前に契約した工事の現場代理人についても兼務の要件に適合する場合は、本通知の適用により新規工事の現場代理人となることができる。